入院中のお食事について

自己負担額(標準負担額)について

入院中のお食事に対する自己負担額を「標準負担額」といい、所得に応じた１食あたりの金額が厚生労働大臣により定められております。
食事にかかる費用は高額療養費の対象とはならないため、患者さまの全額負担となります。
ただし、低所得(住民税非課税世帯)の方は、申請により標準負担額の減額を受けることができます。

所得区分		自己負担額 (標準負担額)
下記に該当しない方		550 円
指定難病の方(住民税非課税世帯を除く)		330 円
低所得Ⅱ	過去１年間の入院期間が 90 日以内	270 円
	過去１年間の入院期間が 90 日目超(※)	220 円
低所得Ⅰ		130 円

※「長期入院該当」の適用を受ける必要があります。

入院時食事療養費の届出について

入院中のお食事にかかる費用から自己負担額(標準負担額)を差し引いた費用は、保険者(国民健康保険、各健康保険組合等など)が負担します。これを「入院時食事療養費」といいます。
当院は入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって特別管理された食事を、適時(朝食８時から、昼食 12 時から、夕食 18 時から)に、適温にて提供しております。
また、各病棟に食堂兼談話室を設けており、食堂加算を算定しております。食堂加算については、患者さまの特別な負担はありません。